**（別表第２　工事監督処理方法　一般共通事項関係）**

　様式第９号

契約時における確認票

工事名：

工事箇所：

受注者：

工期：　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

|  |  |
| --- | --- |
| 確認欄 | 確　　認　　事　　項 |
|  | 「建設産業における生産システム合理化指針」を確認し、元請・下請関係の適正化に努めること。 |
|  | 下請契約（２次以下を含む）にあたっては社会保険等未加入企業を原則下請負人としないこと。 |
|  | 資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引を確保するよう努めること。 |
|  | 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めること。 |
|  | 建設労働者の賃金、労働時間その他労働条件を適正に確保し、労働災害の防止に努めること。 |
|  | 工事現場に過積載車両の出入りをさせないこと。 |
|  | 違法改造車両等（さし枠車両等）及び目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）による土砂等の運搬を行わせないこと。 |
|  | 下請業者並びに資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。 |
|  | 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型自動車を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。また、県工事使用車両であるものの表示をすること。 |
|  | 下請業者並びに資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を使用しないこと。 |
|  | 工事現場で使用（資材・機材の搬入搬出を含む）するディーゼル自動車は、条例に適合していることを確認すること。 |
|  | 工事現場で使用（資材・機材の搬入搬出を含む）するディーゼル自動車及び建設機械の燃料として、いわゆる「不正軽油」を使用しないこと。 |
|  | 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合には、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。 |
|  | 主任技術者、監理技術者等の技術者を適切に配置すること。 |
|  | 請負代金額が500万円以上の工事については、CORINS登録し、「登録内容確認書」の写しを提出すること。 |

上記事項を確認しました。 　　　 令和　 　年 　　月　 　日

監督員：　　　　　　 　　　 　　 　 現場代理人：